

個人情報ファイル簿（単票）

作成日 令和4年11月28日

個人情報ファイルの名称	給付金支給台帳
行政機関等の名称	<input checked="" type="checkbox"/> 東京都北区長 <input type="checkbox"/> 東京都北区教育委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区選挙管理委員会 <input type="checkbox"/> 東京都北区監査委員
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称（所管課）	福祉部生活支援臨時特別給付金担当課
個人情報ファイルの利用目的	給付金の支給事務を行うため
個人情報ファイルの保有開始日	<input checked="" type="checkbox"/> 令和5年4月1日以前
	<input type="checkbox"/> 新規（ 年 月 日）
記録項目	1 給付申請番号、2 申請ステータス、3 申請書種別、4 申請書進捗状況、5 口座情報、6 住民情報（宛名番号、世帯番号、氏名、カナ氏名、性別、生年月日、続柄、日本人／外国人種別、郵便番号、住所、住民の状態、住民となった日、住所を定めた日、課税情報、前住所）
記録範囲	給付金の支給対象者及び基準日時点の住民登録者
記録情報の収集方法	本人又は代理人、住民基本台帳システム（住民情報・所得情報）
要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	他区市町村
特定個人情報の該当性	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
特定個人情報に該当する場合は、個人番号の利用根拠	<input type="checkbox"/> 行政定続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項：別表第1項番（ ）
	<input type="checkbox"/> 番号法第9条第2項：東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年10月東京都北区条例第63号）別表第1項番（ ）

